

さらに身近で頼りがいのある司法を

～人権を護り誰一人取り残さない社会の実現～

彦坂浩一 法友会幹事長

1 はじめに

間もなく2025(令和7)年を迎え、2001(平成13)年司法制度改革審議会意見書から四半世紀が経過しようとしています。行政庁の再編を含む行政改革等を経て、21世紀の司法の役割が飛躍的に重要なものとなるとの認識の下で、司法制度改革が行われました。そして、私たち弁護士は、市民により身近で頼りがいのある存在となるべく活動を重ね、法の支配を社会の隅々に拡げる活動を日々行っています。

しかし、世界に目を向ければ、2022(令和4)年2月のロシアによるウクライナ侵攻は未だ収束されず、2023(令和5)年10月からのガザ地区での戦闘も続いています。いうまでもなく、戦争は最大の人権侵害行為であり、一刻も早い終結が望まれます。

その中で、日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)が2024(令和6)年ノーベル平和賞を受賞しました。核兵器廃絶の運動が評価されたものですが、永久に核兵器が使用されぬよう核兵器廃絶に向けて世界中で取り組みを加速させなければなりません。

日本は戦後80年となりますが、今後も戦後90年、100年と継続させなければなりません。日本政府は立憲主義に反して2014(平成26)年、2015(平成27)年に安全保障関連法案を成立させています。私たち弁護士は、立憲主義に反する動きには機敏に対応し、立憲主義を堅持させなければなりません。

2024(令和6)年は、もうひとつ、人権課題として特筆すべき判決がありました。ようやく袴田巖さんの無罪判決があり、死刑から解放されました。1981(昭和56)年の第一次再審請求から実に40年以上が経過し、えん罪であることが証明されました。法友会は2024(令和6)年6月に決議をして国に対して再審法改正を訴えており、再審法改正の一刻も早い実現が望まれます。

2 さらに市民に身近で頼りがいのある弁護士に

2024(令和6)年元日には能登半島地震が発生し、能登は9月にも豪雨災害を被りました。また、8月に日

向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生した後、初めて「南海トラフ地震臨時情報」(巨大地震注意)が発表されるなど災害はいつ起きるか分かりません。2016(平成28)年総合法律支援法改正により、大規模災害の被災者に対する法律相談が可能になっていますが、これを支える弁護士の確保等にも配慮が必要です。

また、2024(令和6)年3月の総合法律支援法改正によって、被害者支援弁護士制度が創設され、施行に向けて準備が進んでいます。

このように弁護士が市民に寄り添って活動することが期待される分野は拡大しており、今後も引き続きその期待は高まるものと思います。

弁護士報酬の問題など克服すべき課題は多くありますが、私たちは様々な取り組み、工夫と努力を行って課題を克服し、私たち弁護士が市民にとってさらに身近で頼りがいのある存在となり、様々な分野で法律支援を行う必要があります。

3 人権課題への対応

夫婦別姓の民法改正案要綱を法制審議会が答申したのは、1996(平成8)年のことであり、約30年も前のこととなります。日弁連・弁護士会のみならず、経団連も選択的夫婦別姓を求める意見書を提出しています。また、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」(2011〔平成23〕年)から10年以上が経過し、企業も人権デューデリジェンスを行い、人権への配慮を行わなければ取引が制限されるなど企業活動にとっても人権の取り組みが不可欠な時代となっています。

デジタル技術のますますの発展や生成AIによる文章、画像、動画等の作成が行われるなど飛躍的に作業効率が高まる一方で、フェイクニュース、著作権侵害等極めて深刻な問題も発生し、世界的にその対応を迫られています。

このように社会的にも人権課題の意識は高まるとともに、新たな人権課題も発生しています。弁護士は人権課題の解決に向けて、頼りがいのある存在として期

待に応えなければなりません。

4 弁護士自治の堅持を

私たち弁護士・弁護士会は、立憲主義を堅持し、人権を守り、社会課題を解決するために、ときには権力と対峙することがあります。弁護士が独立して、自由に活動することを可能にしているのは、弁護士自治であり、そのことが故に常に権力による弁護士自治への攻撃の危険にさらされています。

また、最近では弁護士会への帰属意識の低下などが指摘され、また、弁護士自治はあたかも空気のように、弁護士自治を意識しなくても独立した自由な活動ができることから、弁護士自治の意義や重要性を認識しない弁護士が増えているようにも思われます。

弁護士自治は、権力等の外部からの攻撃だけではなく、弁護士内部からも崩壊する危険性を内在しています。

私たち弁護士は、人権を擁護し、社会課題等を解決して市民の権利を実現するために、不断の努力をして弁護士自治を堅持しなければなりません。

5 叡智を結集して持続的な支援を

生成AIの発展により、弁護士に依頼することなく市民は容易に紛争解決の方法を得られるような時代に

なりつつあり、弁護士の活動を脅かす存在にもなりつつあります。しかし、生成AIは、過去の情報に基づき文章を生成しているだけに過ぎず、新たな解決策を創造することはできず、紛争の相手と交渉することもできません。

私たち弁護士は、生成AIも活用して、豊かな経験とリーガルマインドを発揮して新たな解決策を創造し、高い折衝・交渉能力を発揮して、さらにレベルの高い課題解決能力を向上させる必要があります。

私たち弁護士は、叡智を結集して様々な課題を解決し、持続的に市民のニーズに応え人権を護り、市民に寄り添って支援していかなければなりません。そして、誰一人取り残さない社会を実現する必要があります。

法友会政策要綱は、これら様々な課題を解決し克服するための法友会の提言です。法友会では、2023年度の政策活性化PTの成果を踏まえて議論を行い、さらに秋に2日間にわたる政策合宿を行って議論を詰めました。

最後になりましたが、執筆者をはじめ、寺町東子政策委員長、高田正雄政策要綱部会長、法友会執行部の方々、出版社の方々に心から感謝を申し上げます。

2024（令和6）年12月